

別表1
【変更前】
 事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業構造変更 資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上	(略)	租税特別措置法 第80条の2(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減) 第12条 新株発行等に係る現物出資の調査に関する特例 第12条の11 資本等の減少に関する特例
事業革新		
(略)	(略)	

【変更後】

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
<p>事業の構造の変更</p> <p>資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p>	<p>(略)</p>	<p>租税特別措置法 第80条の2(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)</p> <p>第12条 新株発行等に係る現物出資の調査に関する特例</p> <p>第12条の11 資本等の減少に関する特例</p>
<p>会社の分割による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p>	<p>1 分社型新設分割 (バス事業)</p> <p><分割会社> 名称：九州産業交通株式会社 住所：熊本県熊本市桜町3番10号 代表者：矢田 素史 資本金：1,065百万円</p> <p><新設会社> 名称：九州産交バス株式会社 住所：熊本県熊本市桜町3番10号 代表者：山村 啓 資本金：90百万円 発行する株式を引き受ける者：九州産業交通株式会社 分割期日：平成18年4月1日</p> <p>2 分社型新設分割 (ランドマーク事業)</p> <p><分割会社> 名称：九州産業交通株式会社 住所：熊本県熊本市桜町3番10号 代表者：矢田 素史 資本金：1,065百万円</p>	<p>租税特別措置法 第80条の2(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)</p> <p>租税特別措置法 第81条第4項(会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減)</p>

	<p><新設会社> <u>名称：九州産交ランドマーク株式会社</u> <u>住所：熊本県熊本市桜町3番10号</u> <u>代表者：鳥井 一治</u> <u>資本金： 90百万円</u> <u>発行する株式を引き受ける者：九州産業交通株式会社</u> <u>分割期日：平成18年4月1日</u></p> <p>3 <u>分社型新設分割（観光事業）</u></p> <p><分割会社> <u>名称：九州産業交通株式会社</u> <u>住所：熊本県熊本市桜町3番10号</u> <u>代表者：矢田 素史</u> <u>資本金：1,065百万円</u></p> <p><新設会社> <u>名称：九州産交ソーリズム株式会社</u> <u>住所：熊本県熊本市桜町3番10号</u> <u>代表者：矢田 素史</u> <u>資本金： 30百万円</u> <u>発行する株式を引き受ける者：九州産業交通株式会社</u> <u>分割期日：平成18年4月1日</u></p>	
事業革新		
(略)	(略)	